年末年始の労働災害を防止しましょう！

　建設業労働災害防止協会では、令和４年12月１日～令和５年１月15日までを強調期間と定め、年末年始の労働災害防止活動を進めています。

　年末年始は建設工事が輻輳化するとともに、寒冷化での作業となるため、労働災害の防止については、特別に配慮することが必要です。

会員事業所においては、「無事故の歳末　明るい正月」とのスローガンのもと、経営トップ、店社及び建設現場の管理者等の関係者が緊密な連携を図り、安全衛生水準の一層の向上を目指し、安全衛生活動の強化を図りましょう。

また、厚生労働省茨城労働局では、令和４年１月～９月末までに県内で２３人を超える死亡災害が発生し、年の途中で令和３年１年間を上回る死亡災害が発生している状況に対して①「死亡災害撲滅に向けた緊急アピール」を発出するとともに、②「年末年始労働災害防止強化運動」を進めています。

　建設業事業所の皆様には、併せて、労働災害防止の取り組みをお願いします。

＊上記の①及び②について、詳しくは次のファイルをご覧ください。

　[①「労働局緊急アピール」](http://www.kensaibou-iba.com/pdf/info/20221221-02.pdf)

　[②「労働局年末年始強化運動」](http://www.kensaibou-iba.com/pdf/info/20221221-03.pdf)